

**分析**

(7試行自治体、約60の地方公共団体及び事業者に対する事務局によるヒアリング、事務局が民間に調査を委託した21の地方公共団体へのヒアリング等を元に分析)

- ① 公金債権回収を民間委託する有用性
- ② 公金債権回収における現状
- ③ 公金債権回収が進まない要因と課題
- ④ 各地方公共団体における事例の紹介



**提言**

- ① 早急に実施が検討されるべき事項
- ② 効果的な民間委託に資すると考えられる手法
- ③ 当面の課題についての提言
- ④ 今後検討すべき課題についての提言

**資料編（各地方公共団体における利用を想定）**

① 「委託に当たってのチェックポイント集」

附 試行自治体等で用いられた仕様書等の実例

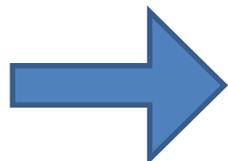
- ・民間委託にあたっての、i 陥りがちなミスのポイント、ii 委託費用を下げるポイント、iii 良好な委託のポイント
- ・初めて民間委託を予定する自治体において、事務負担の低減のため、仕様書等、必要書類の参考とされることを想定

② 「委託業務内容等と委託費用」

- ・今後新たな委託を実施するにあたっての、参考資料としての利用を想定（43件の事例集）

③ 「債権放棄関連のルール制定例」

- ・債権放棄のための条例・下位規範についての制定例（地方公共団体における事務処理コストの適正化）など



**公金債権回収市場の育成**

→適正な回収(生活困窮者の把握)、回収コストの削減

平成24年1月  
「地方公共団体の適正な請負（委託）事業推進のための手引き」  
（「手引き」）作成  
（関係省庁と調整済み）

- 地方公共団体が、民間事業者の創意工夫を活用した公共サービスの提供を適正な請負契約に基づき推進することを意図

【従前の記載】 民間委託した業務の質が確保されていないと判断された際において、「やり直し部分については地方公共団体自らが作業を行う旨の取り決め」をすることは、できないものと整理されていた。

【不都合性】 「委託者がやり直す」ことの取り決めを事前にできないため、特に、「やり直し」が不可避免的に発生する種類の業務について、「最後まで受託者が実施せざるを得なくなり、民間委託を阻害する可能性」がある



今般の改訂  
（関係省庁と調整済み）

【内容】 「やり直し部分を地方公共団体自らが作業する取り決めをすること」の一般的禁止と読める記載を改訂。

【想定される効果】 業務の民間委託が進むものと考えられる。